

## 会津乗合自動車株式会社等に対する再生支援の完了について

2013年8月30日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（旧「株式会社企業再生支援機構」。以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2010年12月2日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、2011年1月14日に法第28条第1項に規定する買取決定及び法第31条第1項に規定する出資決定を行いました。

機構は、支援決定以後、再生支援対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、2013年8月30日に株式会社みちのりホールディングスに対し機構が保有する再生支援対象事業者の全株式を譲渡し、併せて機構が保有する再生支援対象事業者への債権の弁済の完了、及び専門家派遣を終了しております。

これらにより、機構は再生支援対象事業者に対する支援決定に係る全ての再生支援を完了しました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称  
会津乗合自動車株式会社  
会津バス観光A・T・S株式会社  
会津バス・オートサービス株式会社

2. 買取決定にかかる債権の買取価格

機構は、会社分割後（実質債権放棄後）の再生支援対象事業者に対する元本200百万円の債権に関し、関係金融機関等から190百万円で買取りを行い、2013年8月30日までに全額の弁済を受けております。

3. 機構が行った支援の概要

本件において、機構は、関係金融機関等及び再生支援対象事業者の関係者調整、債権の買取、出資、並びに専門家派遣を行うことで再生支援対象事業者の支援を行いました。

以上